

審査ニュース 136号

請求レセプトに対する保険者からの疑義、 および再審査請求の事例についてⅦ

医療保険委員会

今回の審査ニュースは、前回に引き続き請求レセプトに対する保険者からの「疑義や再審査請求」についてご紹介します。よく見かける簡単な算定ミスと、間違いやすい算定ミスを取り上げてみました。今後の請求にお役立て下さい。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受けます。ここで「原審」「返戻」「査定」処理されますが、その後保険者に送付されそこで必要があれば再度請求内容の確認が行なわれます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度、審査を行いません。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となりますが、そうでない場合は当然のことながら「原審」処理となります。

再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

このように保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、再審査請求に至るトラブルを未然に防止することができます。

今回は下記の事例について解説します。

内服調剤料における算定の考え方

文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合いを記載します。

原審 請求どおりと解釈されるもの。

返戻 請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定 誤請求と解釈されるもの。

・審査ニュース・

事例1 (査定事例)

(A錠5mg 1錠
 1日1回朝食後 14日 (隔日)
 B錠1mg 1錠
 1日1回朝食後 28日)

再審査対象レセプト

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	10・5	10・5	A錠5mg 1錠 【内服】朝食後 (隔日)	5	14	63	70	
2	1	10・5	10・5	B錠1mg 1錠 【内服】朝食後	10	28	81	280	
摘要									

【再審査における保険者からの疑義】

NO1、NO2とも服用時点が同一ですが、1剤として算定と思われ
 ます。(NO1)と(NO2) 両方での内服薬調剤料の算定はいかが
 でしょうか？

【再審査の結果】 NO1内服薬調剤料 (63点) を査定

内服薬調剤料の算定については、服用時点が同一であっても服用する
 タイミングが異なれば別剤として算定は可能です。しかし、本事例の
 場合は服用時点が同一で服用するタイミングも重なる (同一の
 タイミング) ため、本事例の請求は1剤 (NO1はNO2に包括) として
 算定しなくてはなりません。

平成24年版 保険調剤Q&A Q19、Q20参照

事例2 (査定事例)

A錠5mg 1錠
 1日1回朝食後 14日
 B錠1mg 1錠
 1日1回朝食後 28日

再審査対象レセプト

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	10・5	10・5	A錠5mg 1錠 【内服】朝食後	5	14	63	70	
2	1	10・5	10・5	B錠1mg 1錠 【内服】朝食後	10	28	81	280	
摘要									

【再審査における保険者からの疑義】

NO1、NO2とも服用時点が同一ですが、1剤として算定と思われず。
 (NO1)と(NO2)両方での内服薬調剤料の算定はいかがでしょうか？

【再審査の結果】 NO1内服薬調剤料 (63点) を査定

事例1と似た処方です。事例1の処方 は隔日投与でしたが、本事例の処方 は14日間の連日投与です。しかし算定の考え方は事例1と同じで、本事例の場合も服用時点が同一 (同一のタイミング) であるため、請求は1剤として算定しなくてはなりません。

平成24年版 保険調剤Q&A Q19、Q20参照

・審査ニュース・

事例3 (原審事例)

A錠5mg 2錠
1日2回朝夕食後 17日
A錠5mg 1錠
1日1回朝食後 18日 (服用後 を服用)
B錠1mg 1錠
1日1回朝食後 35日

再審査対象レセプト

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	10・5	10・5	A錠5mg 2錠 【内服】朝夕食後	10	17	89	170	
2	1	10・5	10・5	A錠5mg 1錠 【内服】朝食後	5	18	0	90	
3	1	10・5	10・5	B錠1mg 1錠 【内服】朝食後	10	35	89	350	
摘要	NO1服用後NO2服用の指示								

【再審査における保険者からの疑義】

NO2、NO3とも服用時点が同一ですが、1剤として算定と思われます。
(NO1)の調剤料の算定はいかがでしょうか？

【再審査の結果】 原審(正しい請求)

本事例の処方 と処方 については同じ処方薬を用法用量を変え(増減)服用する処方です。通知等はありませんが、審査においてはこのような特殊なケースについては1剤(35日分の内服薬調剤料を算定)とみなして考えています。

本事例の請求においては、内服薬調剤料の算定については「特殊な用法の剤(NO1とNO2)」と「NO3」について別剤と考え、2剤の内服薬調剤料を算定することは妥当と考えます。

平成24年版 保険調剤Q&A Q18参照

事例4 (査定事例)

A錠5mg 1錠
1日1回朝食後 35日
A錠5mg 1錠
1日1回朝食後 18日
B錠1mg 1錠
1日1回朝食後 35日

再審査対象レセプト

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	10・5	10・5	A錠5mg 1錠 【内服】朝食後	5	35	89	175	
2	1	10・5	10・5	A錠5mg 1錠 【内服】朝食後	5	18	0	90	
3	1	10・5	10・5	B錠1mg 1錠 【内服】朝食後	10	35	89	350	
摘要									

【再審査における保険者からの疑義】

NO1、NO2、NO3とも服用時点が同一ですが、1剤として算定と思われます。
(NO1) の調剤料の算定はいかがでしょうか？

【再審査の結果】 NO1の内服薬調剤料89点を査定 (間違い請求)

本事例の処方 と については「事例3」のような特殊な服用方法と考えられたのですが、処方内容からみて処方 と は、同一の用法 (同時に朝食後服用) 内での用量が変化する一連の処方と考えられます。従って本事例の請求に対し、NO1の内服薬調剤料を査定した結果、内服薬調剤料の算定は1剤となります。

事例3と事例4の違いをご確認ください。

・審査ニュース・

審査ニュース 追補Ⅱ

< 支払基金の「突合点検」結果について > ... 薬局側の理由により査定された事例

処方箋内容			投与 日数	保険薬局の誤請求内容		保険薬局への 査定内容	請求点数	査定結果	査定 事由
エピナスチン塩酸塩DS	0.75g	10日		アレジオンドライシロップ1%	7.5g	処方箋内容と不一致	720	70	B
キプレス錠5mg	1錠	14日		シングレアチュアブル錠5mg	1錠	処方箋内容と不一致	308	0	C
ジスロマック細粒小児用10% 100mg	1.3g	3日		ジスロマック細粒小児用10% 100mg	5日	過剰投与(3日へ査定)	220 (5日分)	132 (3日分)	B
ロコイドクリーム0.1% 10g		1本		ロコイドクリーム0.1% 10g	1本	医療機関名の誤入力	17	0	A
キュパール100エアゾール15mg 8.7g		1瓶		キュパール100エアゾール15mg 8.7g	1瓶	医療機関名の誤入力	331	0	A
メインター点眼液2% 100mg 5ml		1瓶		メインター点眼液2% 100mg 5ml	1瓶	医療機関名の誤入力	38	0	A
ゼチーア錠10mg タケブロンOD錠15 15mg	1錠 1錠	35日		ゼチーア錠10mg タケブロンOD錠15 15mg	1錠 1錠	医療機関名の誤入力	1050	0	A
アクトネル錠17.5mg アクトネル錠17.5mg	1錠 1錠	1日 1日		アクトネル錠17.5mg アクトネル錠17.5mg	1錠 1錠	医療機関名の誤入力	142	0	A
フルニトラゼパム錠2mg プロチゾラン錠0.25mg	1錠 1錠	30日		フルニトラゼパム錠2mg プロチゾラン錠0.25mg	35日	算定要件の不備(30日へ査定)	35日分	30日分	D